

(6) 一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和7年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
4 人	9,495 千円	372 千円	2,386 千円	12,253 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和8年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
175,333 円	181,423 円	32 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和8年4月1日現在)

区 分		初 任 給	備 考
一般職	大学卒	その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、代表理事が決定する。	
	高校卒		

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和8年4月1日現在)

区 分		経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒		－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒		－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1. 225 月分	— 月分
	12月期	1. 225 月分	1. 000 月分
	計	2. 450 月分	1. 000 月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無		
	〔令和 7 年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1 人当たり平均支給額
	2, 385, 600 円	4 人	596, 400 円
退職手当	〔支給率〕		
	退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額との掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。		
	(その他の加算措置) 無		
	〔令和 7 年度実績〕		
	支給実績なし		
時間外勤務手当	〔令和 7 年度実績〕		
	支給実績なし		

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理又は監督の地位にある職員	管理職手当 18,200 円 [令和7年度実績] 支給実績なし	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族を有する 職員	ア 扶養親族（子及び配偶者を除く）	6,500 円
		イ 子	13,000 円
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算
		[令和7年度実績] 支給実績なし	
住居手当	住宅を借り受け月額16,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 28,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		[令和7年度実績] 1人当たりの平均支給額 19,700円	
通勤手当	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	以下のア～エの金額の合計 (上限150,000円)
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 2,000 円 から 38,700 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算
		エ 駐車料金を負担している場合	駐車場の利用に係る料金を実費支給（1月当たり5,000円を上限とする）
		[令和7年度実績] 1人当たりの平均支給月額 5,650円	

6 役員の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

制度なし

7 嘱託職員・非常勤職員等の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当		勤勉手当	
臨時職員	170,000円以上	6月期	1.225 月分	6月期	— 月分
		12月期	1.225 月分	12月期	1.00 月分

〔令和7年度実績〕

1人当たり平均支給月額 176,800円

（注）常勤的な勤務形態の職員の報酬等の状況を記載しています。

8 給与制度の変更

（1）変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
扶養手当	扶養親族 （子及び配偶者を除く） 6,500円 子 13,000円	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない職員の扶養 親族のうち1人目まで 11,000円	智頭町の条例に準じた改正
住居手当	住宅を借り受け月額 16,000円を超える家賃を 支払っている職員	住宅を借り受け月額 12,000円を超える家賃を 支払っている職員	智頭町の条例に準じた改正
	ア 借家・借間居住者 家賃の額に応じ、 最高28,000円まで 支給	ア 借家・借間居住者 家賃の額に応じ、 最高27,000円まで 支給	
	イ 単身赴任手当受給 者で配偶者に居住さ せるため借家・借間 を借り受けている者 略	イ 単身赴任手当受給 者で配偶者に居住さ せるため借家・借間 を借り受けている者 略	

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
通勤手当	支給額 以下のア～エの金額の合計（上限150,000円）	支給額 上限なし	智頭町の条例に準じた改正
	ア 交通機関等利用者 次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ① 支給単位期間の間通用する定期券の額 ② 通勤21回分の回数券の額	ア 交通機関等利用者 ① 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関を利用する区間については、通用期間 1 か月の定期券の額 ② ①の区間以外の交通機関を利用する区間については、その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあっては、平均 1 月当たりの通勤所要回数分)の運賃の額 <最高限度額55,000円>	
	イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,000円から38,700円の範囲内で支給	イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,000円から24,500円の範囲内で支給	
	ウ 特別急行列車等利用 特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算	ウ 特別急行列車等利用 特別急行料金等の2分の1の額を加算（1月当たり2万円を限度とする。）	
	エ 駐車料金を負担している場合 駐車場の利用に係る料金を実費支給（1月当たり5,000円を上限とする。）	エ 駐車料金を負担している場合 制度なし	
(2) 適用日 令和8年4月1日			